

昭和三十三年法律第七十六号  
臨床検査技師等に関する法律

目次

第一章 総則（第一条・第二条）	厚生労働大臣は、免許を申請した者について、第四条第一号に掲げる者に該当すると認め、同条の規定により免許を与えないこととするときは、あらかじめ、当該申請者にその旨を通知し、その求めがあつたときは、厚生労働大臣の指定する職員にその意見を聴取させなければならない。
第二章 免許（第三条—第十一条）	厚生労働大臣は、免許を与えたときは、臨床検査技師免許証を交付する。
第三章 試験（第十二条—第十七条）	（意見の聴取）
第四章 業務等（第十八条—第二十条の二の二）	厚生労働大臣が毎年少くとも一回行う。
第五章 衛生検査所（第二十条の三—第二十条の九）	厚生労働大臣が毎年少くとも一回行う。

第六章 雑則（第二十一条—第二十五条）	厚生労働大臣は、免許を与えたときは、臨床検査技師免許証を交付する。
第七章 罰則（第二十二条—第二十五条）	（意見の聴取）
附則 第一章 総則	（この法律の目的）
第一条 この法律は、臨床検査技師の資格等を定め、もつて医療及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。	（この法律の目的）
第二条 この法律で「臨床検査技師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、臨床検査技師の名称を用いて、医師又は歯科医師の指示の下に、人体から排出され、又は採取された検体の検査として厚生労働省令で定めるもの（以下「検体検査」という。）及び厚生労働省令で定める生理学的検査を行うことを業とする者をいう。	（定義）
第三条 臨床検査技師の免許（以下「免許」という。）は、臨床検査技師国家試験（以下「試験」という。）に合格した者に対して与える。（免許）	（免許）
第四条 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことができる。	（免許）
一 心身の障害により臨床検査技師の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの	（免格事由）
二 麻薬、あへん又は大麻の中毒者	
三 第二条に規定する検査の業務に関し、犯罪又は不正の行為があつた者	
（臨床検査技師名簿）	
第五条 厚生労働省に臨床検査技師名簿を備え、免許に関する事項を登録する。	（登録及び免許証の交付）
第六条 免許は、試験に合格した者の申請により、厚生労働大臣が臨床検査技師名簿に登録することによつて行う。	

第七章 総則（第三条）	（試験の実施）
第八条 臨床検査技師が第四条各号のいずれかに該当するに至つたときは、厚生労働大臣は、その免許を取り消し、又は期間を定めて臨床検査技師の名称の使用の停止を命ずることができることとする。（免許の取消等）	（免許の取消等）
第九条 前条第一項の規定による処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第一項又は第三十条の通知は、聴聞の期日又は弁明を記載した書面の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行ふ場合には、その日時）の二週間前までにしなければならない。（政令への委任）	（聴聞等の方法の特例）
第十条 この章に規定するもののほか、免許の申請、臨床検査技師名簿の登録、訂正及び消除並びに臨床検査技師免許証の交付、書換交付、再交付、返納及び提出に関して必要な事項は、政令で定める。（政令への委任）	（政令への委任）
第十一章 試験（第十二条）	（試験の目的）

第十二条 試験は、第二条に規定する検査に必要な知識及び技能（同条に規定する検査のための血液を採取する行為で政令で定めるもの（以下「採血」という。）及び同条に規定する検査のための検体（血液を除く。）を採取する行為で政令で定めるもの（第二十二条の二第一項第二号によるところにおいては、その不正行為に關係のある者について、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることによつて行う。））	（試験の目的）
第十三条 試験は、厚生労働省令で定める生理学的検査を行うこと。	（試験の実施）
第十四条 試験委員その他試験に關する事務をつかさどらせるため、厚生労働省に臨床検査技師試験委員（以下「試験委員」という。）を置く。（試験委員）	（試験委員）
第十五条 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ受けることができない。（受験資格）	（試験委員等の不正行為の禁止）
一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項の規定により大学に入學することができる者（この号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第一項の規定により当該大学に入學させた者を含む。）で、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した臨床検査技師養成所において三年以上第二条に規定する検査に必要な知識及び技能を修得したもの	（試験委員等の不正行為の禁止）
二 学校教育法に基づく大学又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学において医学、歯学、獣医学又は薬学の正規の課程を修めて卒業した者その他検体検査に必要な知識及び技能を有すると認められる者で、政令で定めるところにより前号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められるもの	（保健師助産師看護師法との関係）
三 外国第二条に規定する検査に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国で臨床検査技師の免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が第一号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの	（保健師助産師看護師法との関係）
（不正行為の禁止）	
第十六条 試験に関して不正の行為があつた場合厚生労働大臣が第一号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの	（不正行為の禁止）
（権限の委任）	
第十七条 この章に規定するもののほか、第十五条の学校又は臨床検査技師養成所の指定に関する事項は政令で、試験科目、受験手続、受験手数料その他試験に關して必要な事項は厚生労働省令で定める。（第四章 業務等）	（第四章 業務等）
第十八条 臨床検査技師は、臨床検査技師の信用を傷つけるような行為をしてはならない。（信用失墜行為の禁止）	（信用失墜行為の禁止）
第十九条 臨床検査技師は、正当な理由がなく、その業務上取り扱つたことについて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。臨床検査技師でなくなつた後においても、同様とする。（秘密を守る義務）	（秘密を守る義務）
第二十条 臨床検査技師でない者は、臨床検査技師という名称又はこれに紛らわしい名称を使用してはならない。（名称の使用禁止）	（名称の使用禁止）
第二十一条 臨床検査技師は、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかるらず、診療の補助として、次に掲げる行為（第一号、第二号及び第四号に掲げる行為であつては、医師又は歯科医師の具体的な指示を受けて行うものに限る。）を行うことを業とすることができる。	（第二十一条の二）
二 検体採取を行うこと。	
三 第二条の厚生労働省令で定める生理学的検査を行うこと。	
四 前三号に掲げる行為に関連する行為として厚生労働省令で定めるものを行うこと。	
（権限の委任）	
第二十二条の二の二 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。	（第二十二条の二の二）
（権限の委任）	
第二十三条 試験に合格した者の申請により、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。	（第二十三条）







する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十一四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

**附 則 (平成一三年六月二九日法律第八号)** (施行期日) **抄**

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 この法律は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律における障害者に係る欠格事由の在り方について、当該欠格事由に関する規定の施行の状況を勘案して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(再免許に係る経過措置)

第三条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定する免許の取消事由により免許を取り消された者に係る当該取消事由がこの法律による改正後のそれぞれの法律により再免許を与えることができる取消事由(以下この条において「再免許が与えられる免許の取消事由」という。)に相当するものであるときは、その者を再免許が与えられる免許の取消事由により免許が取り消された者とみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の再免許に関する規定を適用する。

(罰則に係る経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則 (平成一三年七月一日法律第一号)** (施行期日) **抄**

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(受験資格の特例)

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律(以下「旧法」という。)第三条第二項の規定による衛生検査技師の免許を受けている者で、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学(同法に基づく短期大学を除く。)又は旧法第十五条第一号若しくはこの法律による改正後の臨床検査技師等に関する法律(以下「新法」という。)第十五条第一号の規定により指定された学校若しくは臨床検査技師養成所において新法第二条に規定する生理学的検査及び新法第十一條に規定する採血に関する科目で厚生労働大臣の指定するものを修めたものは、この法律の施行の日(以下「施行日」といふ。)の属する年度の翌々年度の末日までは、新法第十五条の規定にかかるわらず、臨床検査技師国家試験を受けることができる。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六年四月一日

**附 則 (平成一三年一二月一二日法律第一五三号)** (施行期日) **抄**

(衛生検査技師の業務の継続等)

**第三条** この法律の施行の際現に旧法第三条第二項の規定による衛生検査技師の免許を受けている者又は次項の規定により従前の例による衛生検査技師の免許を受けた者は、新法第二十条の規定にかかわらず、衛生検査技師の名称を用いて、旧法第二条第二項に規定する業をすることができる。

2 厚生労働大臣は、旧法第三条第二項の規定による衛生検査技師の免許を受けることができる者が、施行日から起算して四年を経過する日の属する年度の末日までに申請したときは、その者に対し、なお従前の例により衛生検査技師の免許を与えることができる。

3 第一項に規定する者については、旧法第五条、第六条第二項、第八条から第十条まで、第十八条、第十九条、第二十条の二、第二十一条及び第二十四条第一号の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧法第八条第一項中「第四条」とあるのは、「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第三十九号。以下「平成十七年改正法」という。)による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律(以下「旧法」という。)第四条」と、旧法第二十条の二の中「この法律」とあるのは、「平成十七年改正法附則第三条第三項の規定によりなおその効力を有する」ととされた旧法並びに平成十七年改正法附則第一条及び第三条」とする。

(秘密を守る義務に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前に衛生検査技師でなくなりた者の旧法第十九条に規定するその業務上取り扱つたことについて知り得た秘密については、同条及び旧法第二十三条の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に際し必要となる経過措置は、政令で定める。

**附 則 (平成一九年六月二七日法律第九号)** (施行期日) **抄**

(附則の適用等に関する経過措置)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 この法律の施行前にこの法律による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律(以下「旧法」という。)第三条第二項の規定による衛生検査技師の免許を受けている者で、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学(同法に基づく短期大学を除く。)又は旧法第十五条第一号若しくはこの法律による改正後の臨床検査技師等に関する法律(以下「新法」という。)第十五条第一号の規定により指定された学校若しくは臨床検査技師養成所において新法第二条に規定する生理学的検査及び新法第十一條に規定する採血に関する科目で厚生労働大臣の指定するものを修めたものは、この法律の施行の日(以下「施行日」といふ。)の属する年度の翌々年度の末日までは、新法第十五条の規定にかかるわらず、臨床検査技師国家試験を受けることができる。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六年四月一日

**附 則 (平成一九年六月二七日法律第九号)** (施行期日) **抄**

附 則  
(平成二六年六月一五日法律第八)

〔加藤其一〕

(施行期日) 三号抄

**第一条** この法律は、公布の日又は平成二十六年四月一日のいずれか遅い日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一項の改正規定及び第二十四条の規定並びに  
二項の改正規定及び第二十四条の規定並びに  
次条並びに附則第七条、第十三条ただし書、第二十  
八条、第二十条第一項ただし書、第二十一  
二条、第二十五条、第二十九条、第三十二  
一条、第六十一条、第六十二条、第六十四条、  
第六十七条、第七十一条及び第七十二条の規  
定 公布の日

一 第三条の規定（医療法第三十条の三第一項  
の改正規定（厚生労働大臣は）の下に「、  
地域における医療及び介護の総合的な確保の  
促進に関する法律（平成元年法律第六十四  
号）第三条第一項に規定する総合確保方針に  
即して」を加える部分に限る。）を除く。）並び  
に第二十条及び第二十三条の規定並びに附  
則第八条第一項及び第三項、第三十二条第二  
項、第四十条、第四十五条、第五十三条並び  
に第六十九条の規定 平成二十六年十月一日  
二 第二条の規定、第四条の規定（第五号に掲  
げる改正規定を除く。）、第五条のうち、介護  
保険法の目次の改正規定、同法第七条第五  
項、第八条、第八条の二、第十三条、第二十  
四条の二第五項、第三十二条第四項、第四十  
二条の二、第四十二条の三第二項、第五十三  
条、第五十四条第三項、第五十四条の二、第  
五十四条の三第二項、第五十八条第一項、第  
六十八条第五項、第六十九条の三十四、第六  
十九条の三十八第二項、第六十九条の三十九  
第二項、第七十八条の二、第七十八条の十四  
第一項、第一百十五条の十二、第一百十五条の二  
十二第一項及び第一百十五条の四十五の改正規  
定、同法第一百十五条の四十五の次に十条を加  
える改正規定、同法第一百十五条の四十六及び  
第一百十五条の四十七の改正規定、同法第六章  
中同法第一百十五条の四十八を同法第一百十五条  
の四十九とし、同法第一百十五条の四十七の次  
に一条を加える改正規定、同法第一百十七条  
第一百十八条、第一百二十二条の二、第一百二十三  
条第三項及び第一百二十四条第三項の改正規  
定、同法第一百二十四条の次に二条を加える改

正規定、同法第二百二十六条第一項、第二百二十七条、第二百二十八条、第二百四十九条の見出し及び同条第一項、第二百四十八条第二項、第二百五十二条及び第二百五十三条並びに第二百七十六条の改正規定、同法第十一章の章名の改正規定、同法第二百七十九条から第二百八十二条までの改正規定、同法第二百条の次に一条を加える改正規定、同法第二百二条第一項、第二百三条及び第二百五条並びに附則第九条第一項ただし書の改正規定並びに同法附則に一条を加える改正規定、第七条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）、第九条及び第十条の規定、第十二条の規定（第一号に掲げる改正規定を除く。）、第十三条及び第十四条の規定、

4  
が増大していることに鑑み、この法律の公布後一年を目途として、介護関係業務に係る労働力の確保のための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。  
政府は、前三項に定める事項のほか、この法律の公布後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この項において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、改正後の各法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。  
(臨床検査技師等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

(附則第七条及び第八条において「平成十八年改正法」という。)附則第十条の三第五項の改正規定並びに附則第三条、第九条及び第十三条の規定 公布の日

二 第一条及び第四条の規定(前号に掲げる改正規定を除く。)並びに次条並びに附則第七条、第八条及び第十二条の規定 平成二十九年十月一日

三 第二条中医療法第十五条の二の改正規定及び同条を同法第十五条の三とし、同法第十五条の次に一条を加える改正規定並びに第三条の規定並びに附則第六条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

二 定 公布の日  
一 第三条の規定（医療法第三十条の三第一項の改正規定（厚生労働大臣は）の下に、「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第三条第一項に規定する総合確保方針を即して「を加える部分に限る。」を除く。）並びに第十一条及び第二十三条の規定並びに附則第八条第一項又は第三項、第十三条第二項に

第八条第一項及び第三項、第三十二条第一項、第四十条、第四十五条、第五十三条並びに第六十九条の規定、平成二十六年十月一日までの間、第二条の規定、第四条の規定（第五号に掲げる文部省規定を除く。）、第五条のうち、介護保険法第十九条第一項第一号に規定する介護保険料の支拂いの義務を負う者に係る部分の規定を適用する。

保険法の目次の改正規定、同法第七条第五項、第八条、第八条の二、第十三条、第二十二条第五項、第三十二条第四項、第四十四条の二第五項、第三十二条第四項、第四十五条の二第五項を除く、第五条の二第五項の規定による改正規定を除く、第五条の二第五項の規定による改正規定を除く。

二条の二、第四十二条の三第二項、第五十三条、第五十四条第三項、第五十四条の二、第五十四条の三第二項、第五十八条第一項、第六十八条第五項、第六十九条の三十四、第六十九条の三十八第一項、第六十九条の三十九第二項、第七十八条の二、第七十八条の十四第一項、第一百十五条の十二、第一百十五条の二十二第一項及び第一百十五条の四十五の改正規定、司法第一百十五条の四十五の次に十条を加

第二条

1

第十條の規定

前編

第三条から第四十一条まで及び

第一条申

日から施行する

**第二条** 政府は、この法律の公布後必要に応じ、地域における病床の機能の分化及び連携の推進の状況等を勘案し、更なる病床の機能の分化及び連携の推進の方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第一條　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 第四条中良質な医療とは共する本割り准立

第三条 第九条から第十二条までの規定並びに附則第十三条第一項及び第三項、第十四条第一項及び第三項、第十五条第一項及び第三項、第十六条、第十七条、第二十二条並びに第二十一条の規定 令和三年十月一日  
(検討) 改定は、二の法律の施行後五年を目途に

(以下この条において「改正後の各法律」といふ。)の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(臨床検査技師等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

**第十四条** 令和六年四月一日前に臨床検査技師の免許を受けた者及び同日前に臨床検査技師国家試験に合格した者であつて同日以後に臨床検査技師の免許を受けたものは、診療の補助として、第十条の規定による改正後の臨床検査技師等に関する法律第二十条の二第一項第四号に規定する厚生労働省令で定める行為を行おうとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣が指定する研修を受けなければならない。

厚生労働大臣は、第十条の規定の施行の日前においても、前項に規定する指定をすることができる。

病院又は診療所の管理者は、当該病院又は診療所に勤務する臨床検査技師のうちに第一項に規定する者がいる場合は、施行日までの間に、当該者に対し、同項に規定する研修の受講の機会を与えるよう努めなければならない。

(罰則に関する経過措置)

**第十七条** この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

**第十八条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

**附 則** (令和四年六月一七日法律第六八

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日